

IX 保険年金課

保険年金課は、健康保険組合、全国健康保険協会支部及び企業年金等の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。

健康保険組合は、企業の事業主とその企業に使用される被保険者等で組織されますが、1企業により組織され 700 人以上の被保険者で構成される「単一健康保険組合」と、同業種の複数の企業により組織され 3,000 人以上の被保険者で構成される「総合健康保険組合」があり、法令の範囲で健康保険組合独自の健康保険事業を行うことができます。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務等及び健康保険組合の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。

（「健康保険組合所在地一覧」は参考資料 5（1）参照）

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第 29 条、第 205 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 80 号、第 718 条第 3 号

(3) 業務実績（平成 27 年度～令和元年度）

管内の健康保険組合から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び実地指導監査実施件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
規約変更の認可等	734	782	660	578	610
実地指導監査	11	11	10	11	10

[監査における主な指示事項]

- ・ 特定個人情報が記入された文書については、規定されている機密文書管理台帳で保存状況を把握し、適正に管理すること。
- ・ 限度額適用認定証については、法施行規則に基づき被保険者からの申請に基づき交付すること。
- ・ 法定帳簿（現金出納簿等）などの過年度分については、差し替えができないよう綴綴すること。

2 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会は健康保険法に基づき、国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。以前は国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成 20 年 10 月 1 日に全国健康保険協会が設立され、全国 47 都道府県に全国健康保険協会支部が設置されました。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務等及び適正な事業運営を確保するため、全国健康保険協会支部に対する立入検査等を行っています。

（「全国健康保険協会支部所在地一覧」は参考資料 5（2）参照）

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第 7 条の 38、同条の 39、第 205 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 77 号及び第 78 号、第 718 条第 1 号及び第 2 号

(3) 業務実績（平成 27 年度～令和元年度）

管内の全国健康保険協会支部から提出された認可申請書等の処理件数及び立入検査等実施件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可申請書等の認可	22	21	14	10	3
立入検査等	2	2	2	2	2

3 厚生年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業等が厚生労働大臣の許可を受け、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給（代行給付）するとともに、独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行い、各厚生年金基金の加入員に対し、より手厚い老後保障を行うことを目的として設立された公法人です。

平成 25 年の法律改正（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）によって平成 26 年 4 月以降は厚生年金基金の新設は認められることとなっています。

東北厚生局の管内 6 県に所在した厚生年金基金はすべて解散または他制度に移行したため、解散した厚生年金基金に対する財産目録等の承認申請時の実地監査及び清算業務に関する指導及び相談等の業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- 厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- 厚生年金基金令第56条
- 厚生労働省設置法第18条

(3) 業務実績（平成27年度～令和元年度）

管内の厚生年金基金の実地監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実地監査	2	3	9	5	1

4 国民年金基金に関する業務

(1) 概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき、自営業者やフリーランスの方など（国民年金の第1号被保険者）を対象とする老齢基礎年金の上乗せの年金給付です。

国民年金基金の種類は、（平成31年3月までは）同一都道府県内の居住者で組織する「地域型国民年金基金（47基金）」と「同種の事業等に従事する者で組織する「職能型国民年金基金（25基金）」がありました。平成31年4月に全地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併した「全国国民年金基金」が設立されました。

東北厚生局では、平成31年3月までは管内6県に所在した国民年金基金の規約変更認可申請書等の認可・受理等の業務や当該基金の適正な事業運営を確保するために実地監査を実施していました。

（「全国国民年金基金支部所在地一覧」は参考資料5（3）参照）

(2) 根拠法令等

- 国民年金法第141条、第142条、第142条の2
- 国民年金基金令第53条
- 厚生労働省設置法第18条
- 厚生労働省組織規則第707条第81号、第718条第4号

(3) 業務実績（平成27年度～平成30年度）

管内の国民年金基金の実地監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実地監査	2	2	2	2	-

5 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金は、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使が合意した年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2種類があり、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、管内6県に所在する企業年金基金及び確定給付企業年金を実施している事業主に係る規約承認・認可申請書、規約変更承認・認可申請書、規約変更届出書等の受理・承認・認可等の業務及び基金等の適正な事業運営を確保するために書面または実地監査業務を行っています。

(「確定給付企業年金基金所在地一覧」は参考資料5(4)参照)

(2) 根拠法令等

- 確定給付企業年金法第101条、第102条、第104条
- 厚生労働省設置法第18条
- 厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条第5号

(3) 業務実績（平成27年度～令和元年度）

管内の確定給付企業年金実施事業所から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び監査実施件数は次のとおりです。

(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
規約変更の認可等	1,020	1,042	1,003	1,029	1,061
(新規承認)	(14)	(14)	(15)	(7)	(6)
書面監査	120	78	120	120	160
実地監査	(17)	(10)	(10)	(10)	(10)

() 内は上段の再掲

[監査における主な指示事項]

- 事業主は加入者の資格を喪失した者に対して、脱退一時金相当額の移換（企業年金の通算措置）に関する説明を行うこと。
- 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱規程等を速やかに策定すること。
- 確定給付企業年金の業務概況については、法施行規則に規定される標準的な給付額及び給付設計などを毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。

6 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、掛金を企業が拠出する「企業型年金」と加入者自身が拠出する「個人型年金（iDeCo）」があります。

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。

東北厚生局では、管内6県に所在する確定拠出年金を実施している事業所に係る規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の承認・受理等の業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第103条、第104条、第114条第3項
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条5号

(3) 業務実績（平成27年度～令和元年度）

管内の確定拠出年金実施事業所から提出された届出報告書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
規約変更の認可等	210	266	239	176	308
（新規承認）	(10)	(8)	(15)	(17)	(5)

（ ）内は上段の再掲